

令和3年山形村議会第2回定例会

議事日程（第3号）

令和3年6月16日（水曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《追加提出議案、提案説明、質疑、討論、採決》
- 日程第 2 発議第 1号
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 3請願第 1号
- 日程第 4 3陳情第 1号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第27号
- 日程第 6 議案第28号
- 日程第 7 議案第29号
- 日程第 8 議案第30号
- 日程第 9 議案第31号
《追加提案、審議、表決》
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第10 発議第 2号
- 日程第11 発議第 3号
- 日程第12 閉会中の所管の事務調査の申し出について
- 日程第13 議員派遣の件について
閉会宣告
-

出席議員（12名）

1番 春日 仁 君 2番 大池 俊子 君

3 番 上 條 倫 司 君
6 番 新 居 禎 三 君
8 番 百 瀬 章 君
1 0 番 小 林 幸 司 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君

5 番 百 瀬 昇 一 君
7 番 大 月 民 夫 君
9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	副 村 長	赤羽孝之 君
教 育 長	根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者	上條憲治 君
企 画 振 興 課 長	藤沢洋史 君	税 務 課 長	篠町通憲 君
住 民 課 長	中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長	篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長	堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長	村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長	古畑佐登志 君	教 育 次 長 (教育政策課長)	小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長	児玉佳子 君		

事務局職員出席者

事務局長	宮澤寛徳 君	書 記	上條美季 君
------	--------	-----	--------

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴人に申し上げます。会議傍聴規則により、撮影、録音等をする場合は、事前に許可が必要となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第2回山形村議会定例会を再開します。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、百瀬昇一議員、6番、新居禎三議員を指名します。

◎発議第1号

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

日程第2、発議第1号「山形村議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出議員より提案説明を求めます。

大月民夫議員。

○7番（大月民夫君） 発議第1号「山形村議会会議規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明をいたします。

お手元の議案の新旧対照表を御覧ください。

まず第2条につきましては、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、産前・産後の欠席期間を規定するものです。

末尾に記載の第89条につきましては、請願者の利便性の向上を図るため、請願手続での、押印の義務づけを見直すものです。

以上の2点はいずれも、今年の2月に決定された、「標準」町村議会会議規則の一部改正に伴い、規則の整備を行うものです。

次に、第61条の一般質問関係につきましては、質問順序の定めや質問方法等について、運営基準や申合せで運用してきた部分を、今回の一部改正に合わせて整備するものです。

次に、第14条と第17条につきましては、平成12年に行われました地方自治法の改正と、現在の議員定数に合わせ、規定の人数を見直すものです。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 提案説明が終わりました。

それでは、発議第1号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第1号「山形村議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（三澤一男君） 委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審査いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告書のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、総務産業常任委員会の審査結果の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長(竹野入恒夫君) 総務産業常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る6月11日に委員会審査を行い、3陳情第1号『『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書』については採択とし、措置として、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

なお、審査の中では「中小企業団体から大幅な賃上げには反対の意見が上がっていることや最低賃金を時給1,500円とすることは現実的に難しいのではないか」といった意見はありましたが、中小企業に対する支援策を強く訴えている内容であることや、同一労働同一賃金を目指していくためにも採択すべきである」と意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、総務産業常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 次に、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る6月14日に委員会審査を行い、3請願第1号『『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書』採択を求める請願書』については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

なお、審査において、採択とすることについては特に異論はありませんでした。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報

告を申しあげましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

日程第3、3請願第1号『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書』採択を求める請願書』について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思います。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は、採択であります。本請願を採択とするに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、3請願第1号『義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書』採択を求める請願書』については、採択と決定しました。

日程第4、3陳情第1号『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書』について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての総務産業常任委員長の報告は、採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

- 議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、3陳情第1号『『最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める陳情書』については、採択と決定しました。
-

◎議案第27号～議案第31号

- 議長（三澤一男君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第5、議案第27号から、日程第9、議案第31号までの既提出議案を一括議題として、審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

- 総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月11日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第27号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の所管の款・項、議案第30号「令和3年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第31号「令和3年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。審議をお願いいたします。

- 議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

- 福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る6月14日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第27号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の所管の款・項、議案第28号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第29号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」の3議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第5、議案第27号「令和3年度山形村一般会計補正予算（第2号）」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第6、議案第28号「令和3年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可

決することに決定しました。

次に、日程第7、議案第29号「令和3年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第8、議案第30号「令和3年度山形村水道事業会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第31号「令和3年度山形村下水道事業会計補正予算（第1号）」について討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等議案整理のため、暫時休憩します。休憩。

(午後 1時51分)

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 1時52分)

◎発議第2号

○議長（三澤一男君） 日程第10、発議第2号『義務教育費国庫負担制度』の堅持・拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(1番 春日 仁君 登壇)

○1番（春日 仁君） 発議第2号の『義務教育費国庫負担制度』の堅持・拡充を求める意見書について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

義務教育費国庫負担制度は、すべての国民に対し、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等及びその水準の維持向上を図ることが目的であり、国の責務であります。

しかしながら、費用の負担割合が引き下げられたことにより、地方財政を圧迫する状況が続き、財政規模の小さな自治体では、十分な教育条件整備ができず、教育の機会均等やその維持向上も保障されなくなるおそれがあると考えられます。

以上の理由により「義務教育費国庫負担制度」が堅持・拡充されることを強く要望する意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を省略し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号

○議長（三澤一男君） 日程第11、発議第3号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

竹野入恒夫議員。

（9番 竹野入恒夫君 登壇）

○9番（竹野入恒夫君） 発議第3号「最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思っております。

地方と都市部の最低賃金の地域間格差は、地方の労働力を都会へ流出させる一因になっております。この地域間格差をできるだけ早く是正していくことが望まれます。

また、そのためには、地方経済を支える中小企業への、国からの支援策の適切な拡

充が必要です。

以上の理由により、最低賃金の改善とともに地域間格差をなくし、中小企業支援策の拡充を求める意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の所管の事務調査の申出について

○議長（三澤一男君） 日程第12「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の所管の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もお事務調査することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（三澤一男君） 日程第13「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長（三澤一男君） ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 第2回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月7日の開催以来、本日に至るまで10日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会に上程いたしました報告2件、令和3年度の補正予算5件の議案につきましては、それぞれ慎重にご審議を頂き、原案のとおりお認めを頂きましたことに、改めて感謝を申し上げます。

国政では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、東京、大阪など10都道府県に発令されております緊急事態宣言が、この20日に期限を迎えます。

コロナ対策とともに、国際的なイベントでありますオリンピック・パラリンピックの開催も迫っております。

国会では、1月18日開会の通常国会が本日閉会となりますが、10月21日の衆議院の任期満了に向けて、それぞれ駆け引きも慌ただしくなっております。

村政では、今後もコロナ対策が最優先ではありますが、人口減少対策や行財政改革などの重要課題にも取り組んでまいります。

本定例会の会期中に、議員の皆様から頂きましたご意見や提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

議員各位には、梅雨寒の季節でありますので、健康には十分ご留意の上、村政発展のため、ますますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、令和3年第2回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時02分）
